○京丹後市かぶと山虹の家条例

平成１６年４月１日

条例第１８９号

（設置）

第１条　兜山の自然を生かして、市民及び観光客に文化、レクリエーション活動等の場を提供し、市民等のコミュニティー活動に寄与するため、かぶと山虹の家を設置する。

（名称及び位置）

第２条　かぶと山虹の家の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

(1)　名称　京丹後市かぶと山虹の家

(2)　位置　京丹後市久美浜町６番地

（管理及び運営）

第３条　市長は、京丹後市かぶと山虹の家（以下「虹の家」という。）を常に良好な状態にあるよう管理し、第１条の設置目的に応じて効率的に運営するよう努めなければならない。

（利用の許可）

第４条　虹の家の施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　市長は、前項の許可をする場合において、虹の家の管理上必要な条件を付することができる。

（利用の制限）

第５条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、虹の家の利用を許可しない。

(1)　その利用が虹の家の設置の目的に反するとき。

(2)　その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3)　その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、虹の家の管理上支障があるとき。

（利用権の譲渡等の禁止）

第６条　第４条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別の設備の制限）

第７条　利用者は、虹の家を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（利用許可の取消し等）

第８条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は虹の家の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2)　偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。

(3)　使用料を納期限までに納付しないとき。

(4)　利用の許可の条件又は係員の指示に従わないとき。

２　前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

（使用料）

第９条　利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第１０条　市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和４年京丹後市規則第６５号）に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第１１条　市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1)　虹の家の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2)　前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（原状回復の義務）

第１２条　利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第８条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

２　利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

（損害賠償の義務）

第１３条　利用者又は入館者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第１４条　市長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４４条の２第３項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に虹の家の管理に関する業務を行わせることができる。

２　前項に規定する指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1)　虹の家の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2)　虹の家の施設内外の原状回復に関する業務

(3)　第４条に規定する施設の利用の許可に関する業務

(4)　虹の家の使用料の徴収に関する業務

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

３　前項の規定により市長が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第３条から第５条まで、第７条及び第８条並びに第１０条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者の管理の基準）

第１５条　指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

(1)　関係する法令、この条例及び規則を遵守し、適正に虹の家の管理を行うこと。

(2)　虹の家の設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。

（利用料金の収受）

第１６条　市長は、適当と認めるときは、指定管理者に、虹の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第２４４条の２第８項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

２　前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

３　前項に規定する利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

（委任）

第１７条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の久美浜町かぶと山虹の家の設置及び管理に関する条例（平成３年久美浜町条例第２８号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成１７年１２月２６日条例第５５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年３月２９日条例第１７号）

この条例は、公布の日から起算して３箇月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

（令和４年規則第３４号で令和４年４月１３日から施行）

附　則（令和４年１０月２５日条例第３６号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の京丹後市弥栄機業センター条例の規定、第２条の規定による改正後の京丹後市織物センター条例の規定、第３条の規定による改正後の京丹後市天女の里交流施設条例の規定、第４条の規定による改正後の京丹後市小町公園条例の規定、第５条の規定による改正後の京丹後市浅茂川温泉静の里条例の規定、第６条の規定による改正後の京丹後市丹後半島森林公園条例の規定、第７条の規定による改正後の京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例の規定、第８条の規定による改正後の京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例の規定、第９条の規定による改正後の京丹後市かぶと山虹の家条例の規定、第１０条の規定による改正後の京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例の規定及び第１１条の規定による改正後の京丹後市てんきてんき村関連施設条例の規定は、令和５年４月１日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。

別表（第９条、第１６条関係）

１　虹の家使用料

| 利用施設 | 単位 | | 使用料（円） | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 昼間（８：３０～１８：００） | | 夜間（１８：００～２２：００） |
| | | | ４時間未満 | ４時間以上 | |
| 多目的ホール | １人 | 市内利用者 | ３００ | ６００ | ６００ |
| | | 市外利用者 | ５００ | １，０００ | １，０００ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 全面 | 市内利用者 | ３，０００ | ６，０００ | ６，０００ |
| | | 市外利用者 | ５，０００ | １０，０００ | １０，０００ |

２　附属設備の使用料

| 設備名 | 単位 | 使用料（円） |
|---|---|---|
| シャワー | １人・１回 | ３００ |

備考

１　市内利用者とは、市民及び市内に事業所を有する法人をいう。

２　市外に所在する小学校、中学校、高等学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用する場合の利用施設の使用料は、市内利用者の使用料を適用する。

３　利用施設の使用料は、入場料その他の料金を徴収して利用する場合は、この表に定める使用料の３倍に相当する額とする。

４　使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に１０円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。